

2月10日から3月17日まで

納税(申告)相談を行います

岡住民会計課（税務出納室） ☎65-8994

町では、2月10日(月)から3月17日(月)まで、令和6年分納税（申告）相談を行います。

地区指定日に来られない方は、**窓口延長日**や**休日相談日**などを全地区受付としておりますので、ご利用ください。

納税相談日程表

【会場】複合庁舎くずま～る（役場）1階 ふり～じゅ
※前年から午後の時間を変更していますので、ご注意ください。

期 日	受付時間		対象地区など
	午 前	午 後	
2月10日㊤	9:00～11:30	13:30～16:00	年金所得、給与所得のみの方
11日🔥	建国記念の日		
12日㊤			田子
13日㊤	9:00～11:30	13:30～16:00	下町、新町
14日㊤			浦子内
15日+			
16日🔴	9:00～11:30	13:30～16:00	休日相談日 全地区
17日㊤			城内小路、茶屋場
18日㊤			田代、四日市
19日㊤	9:00～11:30	13:30～16:00	江刈川
20日㊤			全地区
21日㊤			星野、江刈馬淵
22日+			
23日🔴	天皇誕生日		
24日🔴	振替休日		
25日㊤		13:30～16:00	土谷川、平船、馬場、垂柳
26日㊤			大沢、橋場、野中
27日㊤	9:00～11:30	13:30～18:00	全地区（窓口延長日）
28日㊤		13:30～16:00	泉田、小苗代
3月1日+			
2日🔴			
3日㊤			遠矢場、山岸
4日㊤			車門、五日市、栗山
5日㊤	9:00～11:30	13:30～16:00	中村、寺田
6日㊤			小田
7日㊤			田野
8日+			
9日🔴	9:00～11:30	13:30～16:00	休日相談日 全地区
10日㊤			吉ヶ沢、冬部、市部内
11日㊤		13:30～16:00	小屋瀬
12日㊤	9:00～11:30		元木
13日㊤		13:30～18:00	全地区（窓口延長日）
14日㊤		13:30～16:00	上外川、名前端、毛頭沢
15日+			
16日🔴			
17日㊤	9:00～11:30	13:30～16:00	全地区

町・県民税の申告について詳しくは、後日全戸回覧する「納税（申告）相談のご案内」をご確認ください。また、課税に関する情報を町のホームページにも掲載しています。



個人の町・県民税の申告と課税



個人の町・県民税の計算（所得金額と所得控除）

■ 日程、受付時間を確認しましょう

受付時間は9時～11時30分および13時30分～16時（窓口延長日は13時30分～18時）です。受付で整理券を配布し番号順に対応します。午前中や休日相談日は混雑が予想されますので、時間に余裕をもってお越しください。なお、当日の混雑状況により、受付時間の変更などをお願いする場合がありますのでご了承ください。

■ 相談会場での防寒対策について

会場内や待合場所が寒くなる場合がありますので、来場される際は防寒対策をお願いします。

盛岡税務署からのお知らせ

盛岡税務署では、令和6年分確定申告書作成会場を次のとおり開設します。申告書や申請書の作成には、マイナンバーの記載が必要です。

▶場 所 アイーナ7階（盛岡駅西通1-7-1）

▶期 間 2月17日(月)から3月17日(月)の平日
※ただし、3月2日(日)は開設します。

▶時 間 9時～16時

▶その他

申告書作成会場の混雑緩和のため、税務署が開設する会場への入場には「入場整理券」が必要になります。入場整理券は会場での当日配布とLINEによる事前発行があります。配布状況に応じて、後日の来場をお願いすることもありますので、皆さまのご理解とご協力をお願いします。



国税庁LINEアカウント

岡盛岡税務署 ☎019-622-6141（代表）

令和7年
3月3日から



マイナンバーカード利用で 住民票など証明書がコンビニで取得できます

マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストアなどで夜間や休日も下記の証明書を取得できるサービスが始まります。

■ 利用できる場所

全国のコンビニエンスストアなどマルチコピー機が設置されている店舗

■ 利用できる時間

6時30分～23時まで
（12月29日～1月3日、メンテナンス日を除く）

■ 用意するもの

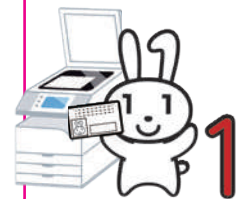
- ▶利用者証明用電子証明書の暗証番号（数字4桁）
- ▶手数料
- ▶①か②いずれか1つ
 - ①マイナンバーカード（利用者証明用電子証明書を搭載したもの）
 - ②スマホ用電子証明書が搭載されたスマートフォン

■ 取得できる証明書

証明書の種類	手数料(1件あたり)
住民票の写し	300 円
印鑑登録証明書	

= 注意事項 =

- ▶誤って証明書を取得した場合でも、返金・交換はできません。
- ▶成年被後見人など、証明書の発行制限がある場合は利用できません。
- ▶戸籍届け出後、内容が反映されるまで時間がかかります。
- ▶暗証番号を3回連続で間違えた場合は住民会計課の窓口で手続きが必要です。



住民票など手数料が変わります

令和7年3月3日から各種手数料の額が引き上げられます。
皆さまのご理解とご協力をお願いします。

証明書の種類（一部）	手数料(1件あたり)	
	改正前	改正後
住民票の写し	200 円	300 円
印鑑登録証明書		
税、その他の公課金に関する証明		
身分証明書		
その他の証明		

上記は各種手数料の一部です。詳しくは住民会計課でご確認ください。

■ 取得方法

- ① マルチコピー機で「行政サービス」を選択し、マイナンバーカードをセットする
- ② マルチコピー機に利用者証明用電子証明書の暗証番号（数字4桁）を入力する
- ③ 画面を操作して、必要な証明書と部数を選択する
- ④ マルチコピー機に手数料を投入する
- ⑤ 証明書と領収書を受け取る

マイナンバーカードでも 印鑑証明書を申請できます

ご本人であれば印鑑登録証がなくても印鑑証明書の申請ができます。

これまで住民会計課の窓口で印鑑証明書を申請する際には印鑑登録証が必須でしたが、3月3日からはマイナンバーカードでも申請することができます。※ただし、本人分に限りません。

代理人が申請する場合には、従前どおり印鑑登録証が必要です。ご注意ください。

詳しくは住民会計課までお問い合わせください。

